

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 7 年 7 月組合議会臨時会会議録

令和 7 年 7 月 4 日

1 出席議員氏名

松隈 清之	尼寺 省悟	江副 康成	伊藤 克也
池田 利幸	末次 明	水田 志保	平野 達矢
宮原 宏典	大川 隆城	吉富 隆	

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 議会録署名議員

池田 利幸 吉富 隆

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	西山 伸一	次長	松永 康輝
次長兼情報指令課長	井上 耕一	総務課長	大寫 邦彦
警防課長	吉家 巧	予防課長	中島 美弘
鳥栖消防署長	永田文隆	西消防署長	藤光 敏文
総務課参事	寺崎 浩二	総務課長補佐	園木 勝彦
総務係長	牟田 尚弘	財政係長	平野 剛

5 議会事務局員氏名

総務係員 熊田 利幸

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	副議長の選挙
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について
日程第 6	専決処分事項の承認について (鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例)

- 日程第 7 専決処分事項の承認について
(鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 専決処分事項の承認について
(鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 専決処分事項の承認について
(鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 10 専決処分事項の承認について
(令和 7 年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第 1 号))
- 日程第 11 財産(物品)の取得について
(消防ポンプ自動車(CD-1 型))
- 日程第 12 財産(物品)の取得について
(防火装備品)

7 議会に付した案件
議事日程のとおり

8 議会の経過
開会 10 時 00 分から 10 時 37 分

(松隈議長)

おはようございます。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第5号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。

ただいま出席人員10人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより、組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

基山町から令和7年4月23日付けで選出されました、末次明議員、水田志保議員、順次御挨拶をお願いいたします。

(末次議員)

皆さんおはようございます。

ただいま松隈議長より御紹介頂きました、基山町議会議長の末次明でございます。

私は、7年ほど前に、当消防事務組合の監査委員を務めましたけれども、組合議員は初めてでございます。

皆様の御協力と御指導、願いながら、議員活動してまいりますのでよろしくお願いいたします。

(水田議員)

皆様おはようございます。

ただいま松隈議長より御紹介を頂きました基山町議会議員の水田志保でございます。

何分初めてでございますので、皆様の御指導と御協力を得ながら、職務を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

(松隈議長)

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において池田利幸議員並びに吉富隆議員を指名いたします。

日程第3 副議長の選挙を行います。

これは大川隆城議員の副議長としての職の辞職願いを、令和7年5月12日付けで許可したことにより、現在不在となっておりますので、副議長の選挙を宣告いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦により行いたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

それでは指名推薦をお願いいたします。

(平野議員)

はい、議長

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

はい、副議長の選挙につきましては、只今、指名推選ということでございましたので、推薦をいたしたいと思います。

本日までの組合議会の副議長は、発足当時から三養基郡の議長会会長が就任されているとお聞きをいたしております。

よって、今回におきましても、三養基郡の議長会会長に就任されております基山町の末次明議員を副議長に推薦いたします。

(松隈議長)

はい、ただいま平野議員から末次明議員を副議長にとの推薦がございましたがこれに御異議ございませんでしょうか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって末次明議員を副議長の当選人と定めます。

副議長に当選されました末次明議員がおられますので、告知いたします。

それでは副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

(末次議員)

ただいま選挙によりまして選出されました基山町議会の末次でございます。

感謝申し上げて、誠心誠意、副議長職を全うしたいと思っております。また、議員の皆様におかれましては、御指導御鞭撻御協力よろしくお願い申し上げます。

以上で副議長就任の挨拶といたします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

(松隈議長)

日程第４ 管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

皆さんおはようございます。

本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第６号、監査委員の選任について申し上げます。

これは監査委員が任期満了となり、現在不在となっておりますので、選任をお願いするものでございます。

次に、議案第７号 専決処分事項の承認について申し上げます。

これは人事院勧告等に準じ、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に議案第８号 専決処分事項の承認について申し上げます。

これは人事院勧告等に準じ、仕事と生活の両立支援を拡充するため、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第９号 専決処分事項の承認について申し上げます。

これは、人事院勧告等に準じ、仕事と生活の両立支援を拡充するため、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第１０号 専決処分事項の承認について申し上げます。

これは雇用保険法及び刑法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、鳥栖・三

養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 専決処分事項の承認について申し上げます。

これは職員の退職に伴い、退職手当を支給する必要が生じたため、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号につきまして、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に議案第12号 財産（物品）の取得について申し上げます。

これは消防ポンプ自動車の更新をいたしたく、契約の締結について議決をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 財産（物品）の取得について申し上げます。

これは防火装備品の更新をいたしたく、契約の締結について議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

（松隈議長）

はい、ありがとうございました。

日程第5 議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大川議員の退席を求めます。

（大川議員退室）

（松隈議長）

提案理由の詳細説明を求めます。

（向門管理者）

はい、議長

（松隈議長）

向門管理者

(向門管理者)

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について御説明を申し上げます。

①の議案書の1ページをお願いいたします。

本組合の監査委員のうち、組合議員の監査委員につきましては、基山町の重松一徳監査委員でありましたが、令和7年4月22日付けをもちまして任期が満了となり、現在不在となっております。

監査委員につきましては、本組合同規約第12条第2項の規定によりまして、管理者が組合議員の同意を得て選任することとなっておりますので、組合議員のうちから上峰町の大川隆城氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

以上提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第6号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(伊藤議員入室)

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

大川議員の除斥を解きます。

(大川議員入室)

(松隈議長)

監査委員になられました、大川隆城議員御挨拶をお願いいたします。

(大川議員)

改めまして皆さんおはようございます。

上峰町議会議長の大川隆城でございます。

ただいま、当組合の監査委員の選任に御同意を頂き、身の引き締まる思いでございます。

今後、皆様方の御指導と御協力を得ながら職務を全うしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(松隈議長)

ありがとうございました。

監査委員となられました大川隆城議員におかれましては、今後とも御指導御協力を賜りますようお願いいたします。

(松隈議長)

日程第6 議案第7号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫課長)

おはようございます。

御説明に入ります前に一言御挨拶を申し上げます。

本年４月の人事異動により、総務課長を拝命いたしました大寫でございます。

誠心誠意職務に努めてまいりますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第７号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

①議案書の２ページから１４ページと③参考資料の１ページから２０ページ、新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年３月２７日付で専決処分に付しました、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第３項の規定に基づき御報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、令和６年度の人事院勧告等に伴い佐賀県職員給与条例の一部改正及び構成市町につきましても、職員給与条例の一部改正が公布され、本年４月１日から施行されることから、本組合につきましても条例改正が必要となったものでございます。

改正条文第４条関係では、新たに級別定数、級の決定を規定し、引用条番号及び文言整理の改正でございます。

第８条関係では、扶養手当につきまして、２年をかけ配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当額を１万３，０００円に上げたものでございます。

第９条の２住居手当につきまして、単身赴任手当を支給される職員で配偶者の要件について見直しを行ったものでございます。

第１０条通勤手当につきまして、支給限度額の整理及び所要の見直しを行ったものでございます。

第１０条の２単身赴任手当につきまして、支給要件の拡大及び整理を行ったものでございます。

第１１条定年前再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額について、支給要件の見直しを行ったものでございます。

第１６条の２管理職員特別勤務手当につきまして、現在、午前０時から午前５時までとなっている平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯につきまして、午後１０時から午前５時までとするものでございます。

第１９条関係では、期末手当につきまして、文言整理及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律に伴い、字句を改正したものでございます。

第22条では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当について支給できるよう改正したものでございます。

最後に、月例給等につきまして、若年層の給与水準を引上げ、職務や職責をより重視した給料表の見直しを行うとともに、昇給制度について所要の見直しを行ったものでございます。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

以上提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第7号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号 専決処分事項の承認については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 議案第8号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫課長)

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

①議案書の15ページから18ページと③参考資料の21ページから27ページ新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月27日付けで専決処分に付しました鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき御報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、令和6年度の人事院勧告等及び仕事と育児、介護の両立支援制度改正に伴い、構成市町につきまして職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が公布され、本年4月1日から施行されることから、本組合につきましても条例改正が必要となったものでございます。

改正条文第8条の2につきまして、子が3歳以降、小学校就学前までの両立支援制度の拡充として、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の規定を設けたものでございます。

第8条の2の1育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限では、超過勤務の免除、子の看護休暇制度の見直しとして、対象となる子の年齢を3歳になるまでから小学校就学前まで引き上げるものでございます。

第12条年次休暇では、新たに地方公営企業の労働関係に関する法律適用職員等が、引き続き当該年に新たに職員となった場合につきまして、在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数を考慮し、繰り越すことができるよう規定するものでございます。

第15条、第17条の2及び第17条の3では、介護の申出があった場合等における措置等の新設をすることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

提案理由の詳細説明が終わりました。

これより議案第8号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号 専決処分事項の承認については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 議案第9号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫課長)

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し

上げます。

①議案書の１９ページから２０ページと③参考資料の２８ページから３１ページ新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年３月２７日付けで専決処分に付しました、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第３項の規定に基づき御報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、育児短時間勤務をしている職員の給与条例の規定の適用について、関係条項を整理するものでございます。

以上御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

提案理由の詳細説明が終わりました。

これより議案第９号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第９号 専決処分事項の承認については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第９号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第９ 議案第１０号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫課長)

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

①議案書の21ページから23ページと③参考資料の32ページから36ページ新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月27日付けで専決処分に付しました、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき御報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、令和6年雇用保険法などの一部改正が公布され、本年4月1日から施行されることから、失業者の退職手当の改正が必要となったものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に伴い、字句を改正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

提案理由の詳細説明が終わりました。

これより、議案第10号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号 専決処分事項の承認については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10 議案第11号 専決処分事項の承認について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大畠課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畠総務課長

(大畠課長)

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

①議案書の24ページと別冊②補正予算書の1ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年6月2日付けで専決処分に付しました、令和7年度鳥栖三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)につきまして、同条第3項の規定に基づき御報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和7年5月27日、職員死亡に伴い退職手当を支給するため、予算の総額に1,043万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入、歳出それぞれ17億6,917万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

別冊②補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款5繰入金、項1基金繰入金として、退職手当基金繰入金を1,043万円増額。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、職員手当等を1,043万円増額し、退職手当を支出させていただきました。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

提案理由の詳細説明が終わりました。

これより議案第11号の質疑を行います。

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号 専決処分事項の承認については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11 議案第12号 財産(物品)の取得について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

警防課長の吉家でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第12号 財産（物品）の取得について御説明をいたします。

①の議案書25ページと③の参考資料37ページをお願いいたします。

財産（物品）の取得について、鳥栖・三養基地区消防事務組合消防施設整備事業として、消防ポンプ自動車を取得することについて、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、組合議会の議決をお願いするものでございます。

今回更新する車両は、鳥栖消防署に配置しております消防ポンプ自動車1台でございますが、消防車両及び通信施設等の整備更新に関する要綱に規定する、更新基準16年を経過し、老朽化が進んでおります。

緊急防災減災事業債を活用して更新するものでございます。

入札につきましては、令和7年5月15日に6社による指名競争入札を行い、契約の金額は6,061万9,360円

契約の相手方は、西部消防株式会社佐賀営業所と仮契約を締結いたしております。

なお、納入期限につきましては、令和8年3月23日としております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第12号の質疑を行います。

(末次議員)

はい、議長

(松隈議長)

末次議員

(末次議員)

はい、今回消防ポンプ自動車を更新するわけですが、非常な高額な物品でございます。

今回16年使われたということなんですけれども、基本的な耐用年数といいますか何年間使われるのか。

それから、今度購入するポンプ車につきましては、何年ぐらいを使おうというふうに想定されているかお聞かせ願います。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

末次議員の質問にお答えさせていただきます。今年度更新の対象となる旧ポンプ車につきましては平成21年に購入し、更新基準の16年をめどに鳥栖消防署で16年間運用してまいりました。

新しいポンプ車につきましても、更新基準のとおり16年を目途に車両の状況等を見ながら運用していく考えでございます。

以上、回答とさせていただきます。

(末次議員)

はい、議長

(松隈議長)

末次議員

(末次議員)

まあ、新ポンプ車っていうか消防自動車は、特殊自動車でございますけれども、

補償や経年劣化もあると思います。

また出動中の事故等を想定しなければなりませんけれども、今回の契約に当たって、この契約業者との補償関係、あるいは出動中の事故等について、どういふふうな保険をされてるかを簡単でいいですので、御説明頂けませんでしょうか。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

ポンプ車の納入後の補償やアフターサービスについてお答えいたします。

消防ポンプの納入後の補償につきましては、仕様書及び契約書、契約条件に基づきまして、一定の範囲で受注者の負担による対応を定めております。

納入後の走行距離1,000キロ、また、1ヶ月点検における油脂類補充、交換等の費用につきまして受注者負担としております。

また1年以内に生じました、塗装剥離、変色、亀裂等についても、同じように受注者負担としております。

また艀装部分です。そういったものの補償期間も車体と資機材につきましては、メーカー補償の内容に準じた対応としております。

それからもう1点。保険関係につきましては、全国市有物件災害共済会の方で、事故等の対応に保険をかける予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

ほかにございませんか。

(宮原議員)

はい。

(松隈議長)

宮原議員

(宮原議員)

今回の車両については16年経過し、老朽化をもって購入するということでございますが、今回、資料説明によりますと車両が四輪駆動というように、今回初めてだということでございますが、やはり消防自動車は緊急車両でございますし、悪天候にもかかわらず現場には難なく到着しなくてはならない車両でございますので、当然、これは、私は四輪駆動でなくちゃならん、私はそういうふうに感じておりました。

今回こうして四輪駆動を購入されるということで、大変良いことだと私は察しをいたすところでございます。

そういう中で、今現在、消防署内で四輪駆動の関係の車というのは分かり次第、分かる範囲で良いので、何台ぐらい使用されているのか、お伺いしたいと思います。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

当組合における四輪駆動車につきましては、全部で5台ございます。

以上、回答とさせていただきます。

(宮原議員)

はい。

(松隈議長)

宮原議員

(宮原議員)

よければ5台の内容が分かれば、5台の内容をお願いします。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

5台の内訳についてお答えいたします。

1台が基山分署に置いております37号車、水槽付ポンプ車が1台、それから、鳥栖と西消防署に置いております資機材搬送車が1台ずつ、赤色の広報連絡車が鳥栖消防署と西消防署に1台ずつございます。

これが全て四輪駆動車となっております。合計5台でございます。

以上、回答とさせていただきます。

(宮原議員)

はい。

(松隈議長)

宮原議員

(宮原議員)

はい、説明ありがとうございました。

私は、この資料説明の中で私の聞き違いかもしれませんが、今回、初めてというような説明を受けたものですから、現在の消防署として四輪駆動はどれだけあるのかなというのが気になりましたので、説明を求めたわけでございますので、ありがとうございました。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第12号 財産(物品)の取得については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第12号 財産(物品)の取得については原案のとおり決しました。

日程第12 議案第13号 財産(物品)の取得について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(吉家課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家課長)

警防課長の吉家でございます。

よろしくお願いします。

議案第13号 財産(物品)の取得について御説明いたします。

①の議案書26ページと③議案参考資料41ページをお願いいたします。

財産(物品)の取得について、鳥栖・三養基地区消防事務組合消防施設整備事業として防火装備品を取得することについて、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また、処分に関する条例第3条の規定により、組合議会の議決をお願いするものでございます。

今回更新する防火装備品については、令和8年度に更新予定で準備を進めておりましたが、多くの防火装備に破損や機能性の劣化が見られることから、1年前倒しして令和7年度から3年間にわたって分散購入することで、防火装備品その

ものの経年劣化と、高額となる経費の平準化を図る計画としたところでございます。

今年度の更新数量は70式としております。

入札につきましては、令和7年5月15日に3社による指名競争入札を行い、契約の金額は2,371万6,000円。契約の相手方は、日本乾溜工業株式会社佐賀支店と仮契約を締結いたしております。納入期限につきましては令和8年3月13日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第13号の質疑を行います。

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号 財産(物品)の取得については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第13号 財産(物品)の取得については原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年7月組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 10時37分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和7年 7 月 18 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

池田 利幸

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

吉 富 隆